



「最新情報」

2020年10月3日

“物品販売を行う売手が履行すべき新しい源泉徴収税（Tax Collection at Source (TCS)）のコンプライアンス”

2020年、財政法により、1961年、所得税法の第206C条において新しい第1H項の規定が導入された。当該新しい規定は2020年10月1日から施行された。本規定により、TCSの適用範囲が拡大されて、物品の販売取引も適用対象とする。本規定は、第206C条第1項において記載されている物品（例:アルコール飲料、テンドウ（ボンベイコクタン）の葉、木材、スクラップ、特定の鉱物等）および自動車以外の物品について適用される。買手は源泉徴収されたTCSの全額について税額控除を受けることが可能である。

本アラートにおいてTCSの要件および該当規定について政府の最新のクラリフィケーションに係る情報を纏めております。ご査収ください。

情報源: Circular No. 17 of 2020 of September 29, 2020 and Press Release of September 30, 2020

物品の販売に対する源泉税徴収（"TCS"）の義務

所得税法の第206C(1H)条の適用について

- TCSは受取販売対価に対して適用され、インドの中央直接税務局（CBDT）により、この規定の適用に当たり、返品、割引、または物品・サービス税（Goods and Services Tax (GST)）を含む間接税に関わる調整は不要であることが明確にされている。
- TCSは前払金の受領に対しても適用される。
- TCSの要件は、前年度における総売上高は1億インドルピー超である売り手の場合に適用される。
- TCSは、該当年度において500万インドルピー超の物品の購入を行う顧客・買手である対象者から徴収される。
- TCSとは対象となるの買手から2020年10月1日以降に受領される販売金額（販売は2020年10月1日の前に行われていた場合においても）に対してのみ適用とされる。

TCSの適用税率

第206C(1H)条により規定されたTCSの適用税率は0.1%である。ただし、2020年5月14日付の政府のプレスリリースによりTCSの適用税率は、2021年3月31日まで0.075%に引き下げられている。なお、買手がPANまたはアードール番号を開示しない場合にはTCSが1%の税率で適用される。

次の場合には第206C(1H)条に基づく源泉徴収税の適用が免除される

- 買手により該当取引に対して源泉所得税が既に控除されている
- 該当の取引が他の源泉税徴収の規定の適用対象となる
- 輸出入取引
- 買手が中央政府、州政府、地方自治体、大使館等である

お問合せ先

GSAP



H-59AB, Lower Ground Floor
Kalkaji, New Delhi 110019
India



info@gsapadvisors.com



+91 (11) 4056 0819
+91 (11) 4154 4443

Disclaimer: The content herein are solely meant for commercial purposes and shall not be considered as professional advice and/or used as base for any technical decision. GSAP Advisors India Pvt. Ltd., its employees, contractors, associates are not responsible for loss whatsoever sustained by any person who relies on the information contained herein.